

安芸市スポーツ合宿支援事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号）に定めるもののほか、安芸市スポーツ合宿支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定める。

(補助目的及び補助対象)

第 2 条 市は、アマチュアスポーツの合宿誘致により地域の活性化を図るため、別表第1に定める要件を満たす県内外のアマチュアスポーツ団体（以下「スポーツ団体」という。）に対し、スポーツ合宿に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定において、大会への参加や練習試合の開催のみを目的とするものは対象外とする。

(補助金の交付の申請)

第 3 条 スポーツ団体の代表者（以下「代表者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、合宿を開始する前（およそ2週間前）までに、補助金交付申請書（様式第1号）及び補助金実施計画書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(計画の変更)

第 4 条 代表者は、次の各号のうち、いずれかに該当する場合は、あらかじめ補助金変更申請書（様式第3号）及び補助金変更計画書（様式第4号）を提出しなければならない。

- (1) 事業を中止しようとするとき
- (2) 申請の取消しをしようとするとき
- (3) 交付決定額の増額、又は30パーセントを超える減額をしようとするとき

(実績報告)

第 5 条 代表者は、合宿終了の日から30日以内に、補助金実績報告書（様式第5号）、宿泊証明書（様式第6号）及び請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の取り消し)

第 6 条 補助金の交付決定後においても、申請内容に虚偽が認められるときは、市長は交付決定を取り消すことができることとし、既に補助金が交付されているときは、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(検査等)

第 7 条 市長は、必要に応じ代表者に対して事業の実施状況についての報告を求め、調査ができるものとする。

(関係書類の整備)

第 8 条 代表者は、申請の根拠となる関係書類を整備し、業務完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則（令和4年3月）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月1日）

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助対象者及び補助対象経費	補助限度額
次に掲げる全ての条件を満たす合宿を行うスポーツ団体に対して、延べ宿泊数に応じ、予算の範囲内で補助金を交付する。 ①安芸市内の宿泊施設に宿泊する合宿であること。 ②合宿の延べ宿泊数が20泊以上のものであること。 ③別表第2に定める競技種目の合宿であること。 ④大会参加及び練習試合の開催のみが目的の合宿でないこと。 ⑤宿泊施設が2箇所分散しても1団体とみなすこととする。 ⑥合宿に同行する保護者については、補助対象外とする。	補助限度額は下記のとおりとする。 1.助成単価（1泊あたり） 20泊以上100泊以下…1,000円 101泊以上 …2,000円 2.補助限度額（1団体あたり） ①新規団体（安芸市内で合宿実績がない場合）…300,000円 ②継続団体（安芸市内で合宿実績がある場合）…200,000円

※1 延べ宿泊数は、宿泊者数に宿泊日数を乗じて得た数とする。

※2 補助金の交付は、単年度につき1団体あたり1回限りとする。

※3 高知県スポーツ合宿支援事業助成金と併用できるものとする。

別表第2

補助対象競技種目一覧表

球技（屋外）	・野球　・ソフトボール　・サッカー　・ソフトテニス ・ラグビーフットボール
球技（屋内）	・卓球　・ラージボール卓球　・バレーボール ・バスケットボール　・バドミントン
歩・走	・陸上競技　・マラソン
武道	・剣道　・弓道　・柔道　・空手道　・相撲　・居合道 ・なぎなた

※その他、市長が認めるものを対象とする